

熊本市災害時要援護者避難支援制度のご案内

この制度は、ご自身の情報を、お住まいの地域の町内自治会や民生委員・児童委員等の地域関係者（団体）に提供し、市と地域で情報を共有することで、日頃の見守りや、災害時の支援体制づくりを行うものです。

1 対象となる方

災害時要援護者の申請の対象となる方は、次に挙げる人のうち、災害時に自力で避難することが困難な**在宅の人**が対象となります。

- (1) ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、寝たきりの高齢者、認知症の高齢者
※高齢者：65歳以上の方
- (2) 障がいのある方
- (3) 妊産婦
- (4) 乳幼児
- (5) 医療依存度の高い方
(人工呼吸器装着者、在宅酸素使用者、人工血液透析者、特殊薬剤使用者、経管栄養使用者 等)

2 登録申請方法

登録を希望する方は、「熊本市災害時要援護者避難支援登録申請書」に必要事項を記入後、押印のうえ、裏面の「6 相談窓口」へ提出してください。（郵送可）



代理申請（代筆）について

登録を希望する方が、障がい等の理由で申請書の記入・提出が困難である場合、ご本人の同意をもとに、親族の方等の代筆による申請が可能です。（押印要）



記載内容をご確認ください

ご記入いただく緊急時連絡先や避難支援者の方の情報については、記載することについて予め了承を得ておくとともに、内容に誤りが無いかご確認ください。

3 登録内容の変更

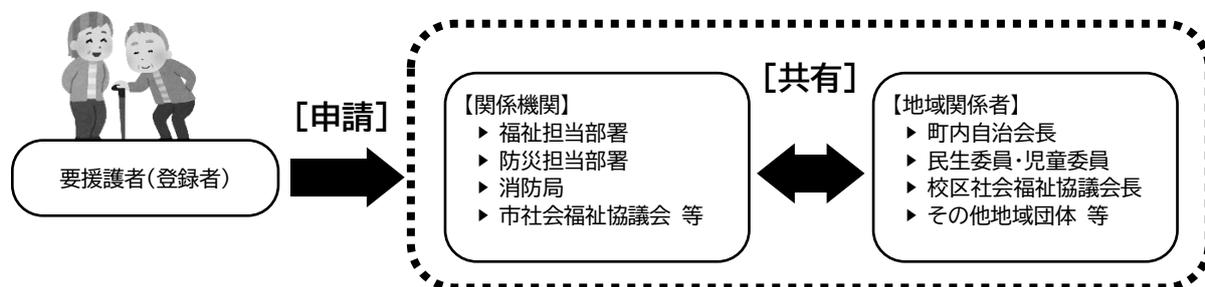
登録申請いただいた情報に変更が生じた場合は、変更の手続きが必要です。変更の場合には、新規申請時と同様に、「熊本市災害時要援護者避難支援登録申請書」にご記入いただき、提出してください。

【変更手続きを要する場合（例）】

- 登録者や緊急時連絡先等の連絡先が変更となる場合
- 身体の状態の変化により、支援して欲しい内容を変更したい場合
- 避難支援者や緊急時連絡先となる方を追加する場合 等

4 登録情報を共有し災害等に備えます

制度に登録された方の情報は、平常時から地域関係者（団体）や市関係機関等で共有し、災害時に備えます。そのため、本制度の登録にあたっては、関係機関への情報提供に関する同意が必要となります。（同意にあたっては、登録申請書の上部に記名・押印ください。）



5 登録を希望される方へのお願い

この制度は、地域の助け合い（共助）による制度です。

本制度に登録したからといって、災害時に必ず支援が行われるものではないことをご理解ください。

登録を希望される方も、避難支援者等による支援を待つだけではなく、基本的には「自らの身は自らで守る。」の心構えが必要です。そのためには、平常時から次のようなことを心がけ、災害への備えを行うようにしましょう。

- (1) 地域との積極的な交流
- (2) 必要な支援内容の伝達
- (3) 避難経路の確認
- (4) 非常持ち出し品などの準備

また、登録申請時に、ご近所の方などで避難時の支援者になっていただけの方がおられましたら、申請書の「4 避難支援者」欄にご記入ください。

6 相談窓口

制度に関するご相談や申請受付は、下記窓口で行っております。

窓口	住所	連絡先
中央区役所 福祉課	熊本市中央区手取本町 1-1	096-328-2312
東区役所 福祉課	熊本市東区東本町 16-30	096-367-9127
西区役所 福祉課	熊本市西区小島 2 丁目 7-1	096-329-5403
南区役所 福祉課	熊本市南区富合町清藤 405-3	096-357-4129
北区役所 福祉課	熊本市北区植木町岩野 238-1	096-272-1118
健康福祉政策課	熊本市中央区手取本町 1-1	096-328-2340 (FAX)096-351-2183